

法律学小辞典

主编 林德
副主编 陈安
编委 王仲
金新 宣 宇 司

法 律 学 小 辞 典

編 集 代 表

藤	木	英	雄
金	子		宏
新	堂	幸	司



法律学小辞典

1972年4月20日 第1版第1刷発行
 1975年1月10日 第1版第5刷発行 (改訂)
 1979年3月20日 第1版第12刷発行

¥ 2,500.

編集代表

藤木英雄
 金子宏
 新堂幸司
 江草忠允

発行者

東京都千代田区神田神保町 2-17

発行所

株式会社 有斐閣

©
 Printed in Japan

電話 東京 (264) 1311 (大代表)
 郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
 本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
 京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷 株式会社 精興社
 本文用紙 三島製紙株式会社
 製本 株式会社 高陽堂
 表紙 東洋クロス株式会社

落丁・乱丁本はお取替えいたします

1532-000063-8611

は し が き

消費者運動や公害紛争に象徴されるように、市民の権利意識は定着しつつある。おそらく今日ほど、法が市民のためのものとして身近に感じられる時代はなかったであろう。そうした市民をめぐる紛争の処理には、むき出しの実力や前近代的な義理人情による解決ではなく、法による合理的解決が強く要請されているのである。いまや、法知識を専門家だけの独占にゆだねることは許されなくなった。法学生ばかりでなく、公務員、サラリーマン、その他一般社会人にとっても、職業上、社会生活上、法律知識を深める必要がますます高まっている。

本来、法は市民の利益を守るためのものであり、それがどのような内容のものであるかがだれにでも容易には握でき、理解できるものでなければならないはずである。しかるに、法律や法学の現状は、いぜんとして、市民一般はおろか、専門家にとってすら難解なものが少なくないありさまであり、しかも、法学者や法曹実務家自身には、なお、法律知識を広く市民のものとしていくための努力に欠けるうらみさえ感じられる。

本書は、こうした認識に立って、法学上の専門的用語や論点について、学術的水準を落とすことなしに、しかも、できるだけわかりやすいように、簡明で、具体的な叙述を試みたほか、法制度の根本となる重要項目を選んで掘り下げた解説をしたり、説明見出し、図表等をそう入したりして、立体的な理解を得られるように工夫した。選んだ項目は6500に及んでいるが、現行の法律を理解する上で欠くことのできない基礎的な事項を網羅し、法学生や実務家、受験者にとって必要かつ十分な程度に広く法の各分野に及んでいるばかりでなく、その中には、複雑な現代の社会が産み出している新しい法律上の問題、特に現に形成されつつある法律関係、権利概念などについても、できるかぎり多く取り上げて、問題の所在や考え方の方向を説明し、現代に生きる市民の法律常識として役だつことを心がけたつもりである。

本書がハンディーで網羅的、かつ、アップ・ツー・デートな法学辞典として、小六法とともに広く愛用され、法学学習の座右の書として、また、市民の法知識

の水準を高め、法に対する関心と、法を市民自身のものであるとする意識とを強めることに役だつならば、われわれの望外の喜びである。

昭和47年1月15日

編集代表

藤 木 英 雄
金 子 宏
新 堂 幸 司

執 筆 者 (五十音順)

青	山	善	充	塩	野	宏	原	田	尚	彦
淡	路	剛	久	渋谷	光	子	東	寿	太	郎
池	田	政	章	清水		湛	平	井	宜	雄
石	井	紫	郎	下田	久	則	広	部	和	也
五	十	部	豊	新堂	幸	司	藤	木	英	雄
板	倉		宏	住吉		博	保	原	喜	志
伊	藤	高	義	瀬元	美	知	前	田		庸
伊	藤		真	園部	逸	夫	槇		重	博
岩	井	宜	子	高原	賢	治	町	野		朔
内	田	文	昭	竹下	守	夫	松	尾	浩	也
江	橋		崇	谷川		久	松	岡	誠	之
遠	藤	博	也	田宮		裕	松	田	幹	夫
大	原	栄	一	田村	諄	之	松	田	保	彦
奥	田	昌	道	筒井	若	水	松	本	時	夫
金	子		宏	長尾	龍	一	三	宅	弘	人
兼	井	康	仁	中元	絃	郎	室	井		力
菊	西	国	友	納谷	広	美	森	島	昭	夫
小	々	有	司	西島	梅	治	紋	谷	暢	男
佐	木		二	萩沢	清	彦	山	口	浩	一
実	方	謙	郎	波多	野	里	林		順	碧
沢	木	敬		花見		忠				

凡 例

I 編集の方針

(1) 法学学習百科辞典としてのねらい

法律を専攻する学生、公務員試験・司法試験その他各種試験の法律科目の受験者に必要な用語と論点とを慎重に選び、法学学習の百科辞典としての役割を果たさせることをねらいとした。なお、平明で具体的な叙述に心がけ、一般大学生の法学学習上の座右の書として、また、市民が日常生活上当面する法律問題の解決への指針として役だつようにつとめた。

(2) 項目選定の範囲

項目選定の重点は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいわゆる六法に加え、行政法、労働法、国際法の9分野においた。また、現代社会生活において重要度を増している租税法、社会法、経済法、無体財産（著作権・特許・実用新案・意匠・商標）法はもちろん、基礎法学の分野からも重要項目を選び、さらに著名な人名、裁判事件等を加えて、約6500項目を収録した。

(3) 項目解説の基本的態度

(イ) 解説は、高い理論的水準を保ちながら、わかりやすくするために、抽象的記述を避けて具体的に例をあげ、できるだけ詳しくしたほか、学説・判例を引用した。なお、各分野から法制度の根幹となるかなりの数の重要項目を選び、それについては掘り下げた叙述をすることによって、小項目主義にありがちな平板な解説に陥らないように心がけた。

(ロ) 各項目相互間の関連及び異同に特に注意して、相互に比較対照しながら、有機的・体系的な理解が得られるように記述した。

(4) 記述形式上の特色

記述の長くなる項目には、その全体をいくつかに分け、ゴシック体で適切な見出しをつけた。読みやすいだけでなく、一見してその項目の要点がわかり、知識の整理にも役だつようにした。

(5) 図表の利用

複雑で理解しにくい説明箇所及び比較対照したほうがわかりやすくなるものなどを選び、図表にして項目説明の中に掲げた。

(6) 基本法令用語の収録

六法全書、官報、法規集を読む上で、ぜひ知っておきたい基本的な法令用語を選び、できるだけ参考になる立法例や用例をあげてわかりやすく解説した。

(7) 難読・難解語の収録

民法、商法、民事訴訟法、刑法等の法典及び現在もなお重要性をもっている民事・刑事の古い判例の中から、一般に難読・難解と思われる言葉を選んで、その読み方と簡単な意味を加えた難読・難解語を巻末に収録して、学習の便宜をはかった。

(8) 項目の選定及び記述の基準日

昭和47年1月1日現在により、項目を選定し、記述した。なお、昭和49年4月2日に公布された「商法の一部を改正する法律(法21)」,「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(法22)」において、監査制度を中心に改正が行なわれたが、これらの法律に関しては、最小限度の説明を可能な範囲でつけ加えた。

II 編集の形式

A 項目の配列

(1) 五十音順による配列

項目の配列は新かなづかいによる五十音順とし、次の方針に従った。

(イ) 国語の長音は「ウ」で表わし、その順序による。

(ロ) 外国語を片かなで表わす場合は、長音は長音符「ー」を用い、配列は長音符を無視した順序による。

(ハ) 促音は「ッ」で表わし、その順序による。

(2) 二様の読み方がある項目

読み方に二様の慣用があるものは、双方を各々の音順の場所に掲げ、どちらを引いても検索できるようにした。

(3) 複合項目

複合的な項目は、最初の言葉だけの音順によった。

例:「更正・決定」は、「コウセイ」の箇所に配列。

B 項目と外国語

(1) 外国語項目の表示

外国語の項目は片かなで表わし、原則として、一般に慣用される読み方に従った。

(2) 外国人名項目の表示

(1)に同じ。付記した原名は、姓(surname)を先にし、名(Christian name)をあとにした。

C 項目の記述

(1) 使用漢字・かなづかい

当用漢字・新かなづかいによる。当用漢字にない漢字及び読み誤られやすい漢字には、原則として振りがなをつけた。

(2) 法令の効力の表示

法令名が項目である場合、基準日現在で効力のある法令は、説明の最初に法令年番号を示し、すでに廃止・失効となっている法令は、説明文中で括弧内に法令年番号を小さな字で示して区別した。

(3) 法令年番号

法令年番号は掲げるのを原則としたが、説明中に出てくる法令が別に項目としてある場合又は法令名略語表にある場合は、これを省略した。

(4) 法令の条文の引用

括弧内に法令・条文を引用するときは、次のようにした。

(イ) 法令を引用するときは、その法令名については、略語表にあるものはそれに従い、それ以外のものは法令年番号（項目としてある法令は省く）と法令名を正しく出した。

(ロ) 同一項目の説明中に同一法令の条文を数箇所が続いて引用するときは、最初に法令名（又は略語）を示し、その後は一々繰り返すことをやめた。

(ハ) 条文を引用するときは、同一法令の条文はカカグロ(・)で、異なる法令の条文はコンマ(,)で区切った。

(ニ) 条文を引用するときは、条文数はアラビア数字で、項数は①、②…で、号数はⅠ、Ⅱ…で示した。

例：民 450①Ⅱ は、民法第 450 条第 1 項第 2 号 の意。

(ホ) 連続する三つ以上の条・項・号を引用するときは、その条・項・号の中間のものは略し、「～」の記号でそれを示した。

(ヘ) 記述中、ある法令の規定であることを明示して説明を加え、その末尾の括弧内に条文を引用するときは、原則としてその法令名は括弧内に示さなかった。

(ト) 法令名・条文のかなづかい、原典に従った。ただし、条数で片かなのものは、平がなで表わした。

(5) 元号

説明中に明治・大正あるいはそれ以前の元号がある場合には、それぞれ最初の一つに限り括弧内に西暦を掲げ、日本と外国の事象を対比できるようにし、また、歴史的な背景を含めて理解しやすいようにした。

D 項目相互の関連

(1) 複合項目の利用

相互に特に密接に関連する事項、たとえば、「一般法」と「特別法」、「有限責任」と「無限責任」のようなものは、「一般法・特別法」「有限責任・無限責任」のように複合的な項目とし、一括して説明した。この場合は同時に、「特別法」「無限責任」も別に項目として該当箇所にし、検索の便宜を図った。

(2) * の利用

ある項目の説明に用いられている用語で、その用語が別に項目としてもあり、その別の項

目の説明を参照することが、ある項目の理解に便宜であるときは、その用語の左肩にアステリ(*)をつけることにした。この場合、

- (イ) 同一の語に始まるいくつかの項目があり、どの項目を参照するのか紛らわしいとき、あるいは参照する項目名が長いときには、終りの字の右肩にアポストロフィ(')をつけて、かかり方を示した。

例：*売買、*売買一方の予約'；*公訴不可分の原則'

- (ロ) 頭初又は末尾の語を共通とする2項目に、まとめてアステリ(*)をつける場合には、次の便法を用いた。

例：*現実の提供'・引渡し'は、*現実の提供'と*現実の引渡し'の両項目を参照の意。

*催告・*検索の抗弁権'は、*催告の抗弁権と*検索の抗弁権の両項目を参照の意。

(3) → の利用

ある項目について、特に他の項目の参照が望ましいときには、記述中に「○○○」を見よとするか、→「○○○」として、その項目を示した。この場合、

- (イ) 記述の最後に →「○○○」とあるときは、その項目の説明全体に関連する。

- (ロ) 記述中に (→「○○○」) とあるときは、特にその直前の箇所の説明に関連する。

(4) 参照項目の整理

参照項目(特に説明を加えず、単に他の項目を参照するように示した項目)についても、その内容に応じて、次のような区別を用いた。参照項目が、

- (イ) 他の項目と同義の場合、「○○○」と同じとした。

例：危殆(*')犯「危険犯」と同じ。

- (ロ) 他の項目の略称である場合、「○○○」の略称とした。

例：破防法「破壊活動防止法」の略称。

- (ハ) 他の項目の解説の中で説明されている場合に限り、→「○○○」とした。

例：確定期限 →「期限」

- (ニ) 二様の読み方がある場合、説明をしなかった項目から説明のある項目を参照するときには、→○○○とした。

例：競売 →ケイバイ

Ⅲ 略 語

(1) 法令形式の略語

別表の、法令形式略語表による。

(2) 法令名の略語

別表の、法令名略語表による。

(3) 旧法の表示

法令名（略語を含む）の前に 旧 とあるのは、旧法をさす。

例：旧民 は、旧民法 の意。

（４）旧規定の表示

法令名略語の次に 旧 とあって条文をあげていれば、現行法で削除されたか改正される以前の条文をさす。

（５）附則等の表示

次の左の表示は、その右の意味である。

附 附則 前 前段

但 ただし書 後 後段

（６）外国法典の表示

独民 仏民 などとあるのは、それぞれ ドイツ民法 フランス民法 などをさす。

法令形式略語表

太告	太政官布告	労	労働省令
太達	太政官達	内	内務省令
法	法律	最高裁規	最高裁判所規則
勅	勅令	人規	人事院規則
政令	政令	公取委規	公正取引委員会規則
訓令	訓令	国公委規	国家公安委員会規則
告示	告示	証取委規	証券取引委員会規則
總理府令	總理府令	船中労委規	船員中央労働委員会規則
法務省令	法務省令	行管訓	行政管理庁訓令
司法省令	司法省令	郵告	郵政省告示
大藏省令	大藏省令	公取委告	公正取引委員会告示
厚生省令	厚生省令	司布達	司法省布達
通商産業省令	通商産業省令	司達	司法省達
鐵道省令	鐵道省令	労免	労働省通達
郵政省令	郵政省令	基免	労働省労働基準局通達
通信省令	通信省令	国鉄公示	日本国有鐵道公示

法令名略語表

(項目にない法令には)
(法令年番号を掲げた)

い		会社更生	会社更生法 (昭和 27 法 172)
医師	医師法 (昭和 23 法 201)	貸信	貸付信託法 (昭和 27 法 195)
意匠	意匠法	家審	家事審判法 (昭和 22 法 152)
印紙	印紙税法 (昭和 42 法 23)	学教	学校教育法
お		火薬	火薬類取締法 (昭和 25 法 149)
お		監	監獄法 (明治 41 法 28)
沖繩政特措	沖繩住民の国政参加特別措置法 (昭和 45 法 49)	関税	関税法 (昭和 29 法 61)
恩給		き	
恩赦	恩給法 (大正 12 法 48)	給与法	一般職の職員の給与に関する法律
恩赦	恩赦法 (昭和 22 法 20)	教育行政	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
か		教基	教育基本法
河川法	河川法 (昭和 39 法 167)	教公特	教育公務員特例法
会計法	会計法	行審	行政不服審査法
外国為替及び外国貿易管理法	外国為替及び外国貿易管理法	行組	国家行政組織法
海上運送法	海上運送法 (昭和 24 法 187)	行訴	行政事件訴訟法
会計検査院法	会計検査院法 (昭和 22 法 73)	京都公安条例	集会、集団行進及び集団示威運
海上保安庁法	海上保安庁法 (昭和 23 法 28)		

動に関する条例(昭和29京都 市条例10)		さ	
漁業	漁業法(昭和24法267)	裁	裁判所法
銀行	銀行法(昭和2法21)	財	財政法
く		災害基	災害対策基本法(昭和36法223)
区画整理		最事規	最高裁判所裁判事務処理規則 (昭和22最高裁規6)
土地区画整理法(昭和29法119)		裁弾	裁判官弾劾法(昭和22法137)
け		再評価	資産再評価法(昭和25法110)
刑	刑法	財務規	財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則
警	警察法	参規	参議院規則
計算規	株式会社の貸借対照表及び損益 計算書に関する規則	参先例	参議院先例録(昭和43年版)
刑訴	刑事訴訟法	し	
刑訴規	刑事訴訟規則	自衛	自衛隊法(昭和29法165)
輕犯	輕犯罪法	私学	私立学校法(昭和24法270)
憲	日本国憲法	私学共済	私立学校教職員共済組合法(昭 和28法245)
建基	建築基準法	自治	地方自治法
檢察	檢察庁法(昭和22法61)	質屋	質屋営業法(昭和25法158)
健保	健康保險法(大正11法70)	自治令	地方自治法施行令(昭和22政16)
こ		失保	失業保險法(昭和22法146)
小	小切手法	自抵	自動車抵当法(昭和26法187)
戸	戸籍法(昭和22法224)	自賠	自動車損害賠償保障法
公企共済	公共企業体職員等共済組合法 (昭和31法134)	児福	児童福祉法(昭和22法164)
鉱業	鉱業法(昭和25法289)	資本組入	株式会社の再評価積立金の資本 組入に関する法律
工業所有権条 約	工業所有権の保護に関する千八 百八十三年三月二十日のパリ 条約	借地	借地法
航空	航空法(昭和27法231)	借家	借家法
皇経	皇室經濟法(昭和22法4)	衆規	衆議院規則
公証	公証人法(明治41法53)	衆先例	衆議院先例集(昭和38年版)
公選	公職選挙法	住民台帳	住民基本台帳法
工抵	工場抵当法(明治38法54)	収用	土地収用法
厚保	厚生年金保險法(昭和29法115)	酒税	酒税法(昭和28法6)
公労	公共企業体等労働関係法	出資取締	出資の受入、預り金及び金利等 の取締等に関する法律(昭和 29法195)
国財	国有財産法(昭和23法73)	出入国	出入国管理令
國際海運	國際海上物品運送法	少	少年法(昭和23法168)
國際裁	國際司法裁判所規程	商	商法
国鉄	日本国有鐵道法(昭和23法256)	少院	少年院法(昭和23法169)
国家賠償	国家賠償法	商改施	商法中改正法律施行法(昭和13 法73)
国連憲章	國際連合憲章	消組	消防組織法(昭和22法226)
戸則	戸籍法施行規則(昭和22司94)	商登	商業登記法(昭和38法125)
国会	国会法	商取	商品取引所法(昭和25法239)
国健保	国民健康保險法(昭和33法192)	証取	証券取引法
国公	国家公務員法	証取令	証券取引法施行令(昭和40政 321)
国公共済	国家公務員共済組合法(昭和33 法128)		
古物	古物営業法(昭和24法108)		

農地	農地法	法例 保険	法例 保険業法
は			み
破 売春 配当支払	破産法（大正 11 法 71） 売春防止法 会社の配当する利益又は利息の 支払に関する法律（昭和 23 法 64）	民 民施 民訴 民訴規 民訴費	民法 民法施行法（明治 31 法 11） 民事訴訟法 民事訴訟規則 民事訴訟費用等に関する法律 （昭和 46 法 40）
爆発 罰金臨措	爆発物取締罰則（明治 17 太告 32） 罰金等臨時措置法（昭和 23 法 251）	民調	民事調停法（昭和 26 法 222）
破防	破壊活動防止法		め
ひ		明憲	大日本帝国憲法
非訟 日雇健保	非訟事件手続法 日雇労働者健康保険法		ゆ
ふ		有 輸出入取引	有限会社法 輸出入取引法
風俗	風俗営業等取締法（昭和 23 法 122）		よ
不公正告	不公正な取引方法（昭和 28 公取 委告 11）	予会令 予防更生	予算決算及び会計令 犯罪者予防更生法（昭和 24 法 142）
不正競争 物品管理 不登 不当景品	不正競争防止法（昭和 9 法 14） 物品管理法（昭和 31 法 113） 不動産登記法（明治 32 法 24） 不当景品類及び不当表示防止法 （昭和 37 法 134）	利息	利息制限法
へ			ろ
ベルヌ条約	文学的及美術的著作物保護ニ関 スル「ベルヌ」条約	労委規 労基 労基則	労働委員会規則 労働基準法 労働基準法施行規則（昭和 22 厚 23）
弁護 弁理士	弁護士法 弁理士法（大正 10 法 100）	労組 労災	労働組合法 労働者災害補償保険法（昭和 22 法 50）
ほ		労調 労保徴	労働関係調整法 労働保険の保険料の徴収等に関 する法律（昭和 44 法 84）
法税 法廷秩序 法廷秩序規	法人税法（昭和 40 法 34） 法廷等の秩序維持に関する法律 法廷等の秩序維持に関する規則 （昭和 27 最高裁規 20）		わ
法務大臣権限	国の利害に関係のある訴訟につ いての法務大臣の権限等に関 する法律（昭和 22 法 194）	和	和議法（大正 11 法 72）

ア

アイ・エム・エフ(I. M. F.)「国際通貨基金」[(英) International Monetary Fund]の略称。

アイ・エル・オー(I. L. O.)「国際労働機関」[(英) International Labour Organization]の略称。

アイ・エル・オー(I. L. O.) 87 号条約「結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)」の通称。

相落(㊦)手形(小切手) 他行*手形による入金を見返りにして振り出された手形。たとえば、Aが、乙銀行を支払場所とするB*振出しの手形を甲銀行に預け入れ、それを引当てにして自ら甲銀行を支払場所とする手形を振り出した場合のA振出しの手形のことである。この場合、B振出しの乙銀行を支払場所とする手形が支払われれば(落ちれば)、A振出しの甲銀行を支払場所とする手形も支払われる(落ちる)が、もし前者が不渡りになれば後者も不渡りになるので、この名がある。落々(㊦)手形ともいう。*小切手についても同様である。

アイ・シー・エフ・ティー・ユー(I. C. F. T. U.)「国際自由労連」[(英) International Confederation of Free Trade Unions]の略称。

青色申告 青色の申告書で行なう納税申告のこと。法人と、不動産所得・事業所得又は山林所得をもつ個人が、政府の承認を受けてすることができる(所税143, 法税121)。一定の帳簿書類を備え付けていることが承認の要件である。青色申告に対して更正をする場合には、帳簿書類の調査が必要であり(所税155①, 法税130①), また、更正通知書に理由の付記が要求されている(所税155②, 法税130②)が、その他にも、青色申告には各種の租税特別措置の適用を受けることができる等各種の特典が与えられている。この制度は*シャープ勧告に基づくもので、これらの特典を享受することによって帳簿書類の備付けを促し、申告納税制度の実をあげることを目的としている。

青田売買 田に植え付けて成熟する以前の稲をそのまま売買すること。生育中の青々とした稲田の売買という意味で、この名がある。戦前の農村不況期において、高率の現物小作料の

重圧下にある貧農が、刈入期まで待たずに金融を得るため、よく行なわれた。農民にとって過酷な条件となることが多く、その場合には*暴利行為として無効となる。

あおり →「共謀・そそのかし・あおり・企て」

悪意 →「善意・悪意」

悪意占有 →「善意占有・悪意占有」

悪意の抗弁 (1) 意義 ローマ法では衡平に反する原告の請求は認められないという一般的抗弁であったが、後に*同時履行の抗弁権など個別的な制度に分化した。現在では*手形法・*小切手法上の用語として用いられる。たとえば、*手形(*小切手)が*裏書によりA→B→Cと譲渡されたが、AがBに対して*人的抗弁をもっているという場合、CはA・B間の人的抗弁の対抗を受けないのが原則であるが、CがA・B間の人的抗弁につき悪意(→「善意・悪意」)であれば、AはBに対する人的抗弁をCに対しても主張することができる。人的抗弁の切断は手形の流通保護のためであり、悪意の取得者にはこの利益を与える必要がないからである。これを悪意の抗弁という。

(2) 悪意の内容 手形法(小切手法)は、このことを、Cが「債務者(A)ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタ」ときと表現している(手17・77①②, 小22)が、その内容についてはいろいろの説明がされており、債務者が前者に対する抗弁をもつことを知りながら取得する場合をさすという考えや、満期において債務者が抗弁を主張するのは確実であるとの認識をもっていた場合をさすという解釈がされている。

(3) 悪意の判断時期 悪意の有無は手形取得の時を基準として判断され、したがって取得後に悪意となっても悪意の抗弁の対抗を受けず、また前者が善意者であって人的抗弁が切断された場合には、その後抗弁の存在を知って取得した者も悪意の抗弁の対抗を受けない。

悪法も法なり [羅] Dura lex, sed lex. ソフォクレス(Sophoklēs, B. C. 496ごろ~406)の悲劇「アンティゴネー」やソクラテス(Sōkratēs, B. C. 470(469)~399)の裁判など、悪法への服従義務の問題は古来論じられてきたが、「法律は法律」(Gesetz ist Gesetz.)としてナチスの法律に従ったドイツ司法官の行動など、現代的な問題でもある。まずある法を「悪法」と評価する基準が問題となるが、*自然法のような客観的規範にそれを求める場合と、個人の良心のような主観的価値観にそれを求める場合とがある。前者については*価値相対主義者よりその客観

性に疑問がかけられ、後者については各人がその信念に基づいて法服従を拒否すれば無政府状態となると批判される。「悪法も法なり」としてそれに服従する立場は「法実証主義」と呼ばれる。「法実証主義」

アグレマン (仏) *agrément* だれを外交使節に任命し外国に派遣するかは派遣国の自由であるが、他方で、接受国も「好ましくない人物」を外交使節として接受することを拒絶することができる。正式に任命された者が接受されないとなると、その個人にとって不名誉なだけでなく、国家の威信の問題もからんで、国際紛争にまで発展する場合が少なくない。そうした事態を避けるために、派遣国は、特定の人を外交使節に任命する前に、接受国に異議があるかないかを照会する。これを「アグレマンを求める」といい、接受国が異議のない旨を回答することを「アグレマンを与える」という。こうした手続は、常駐の外交使節(大使館又は公使館の長)にだけ必要とされ、臨時の外交使節(国際会議への全権代表を含む)はもとより、常駐であっても外交使節以外の一般外交官については不要とされている。なお、アグレマンは「同意」という意味のフランス語であるが、外交用語として確立しているため、英語その他においてもそのまま用いられている(→「外交使節」)。

明渡しの正当事由 賃貸借契約は、一般に、期間の満了又は解約の申入れによって終了する(民617)が、宅地や建物の賃貸借においては、賃貸人は、自己使用その他の「正当事由」がないかぎり、契約の更新を拒絶したり、解約の申入れをすることができないものとされている(借地4・6、借家1の2、なお農地20③参照)。この規定は、昭和13年の農地調整法(法67、昭和27法230により廃止)の規定をうけて、昭和16年の借地法・借家法の改正(法55・法56)に際して、借地人や借家人の保護のためにとり入れられたものであるが、いわゆる*一般条項であるために、具体的に何が正当事由となるかは、裁判所の裁量にゆだねられている。特に借家に関して豊富な判例が集積されているが、裁判所の具体的な判断には、時代の住宅事情が反映されている。一般的基準としては、「賃貸借当事者双方の利害関係その他諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし妥当と認むべき理由」が正当事由とされ、単に貸主が使用する必要だけでは足りない。

朝日訴訟 (1)事件の概要 岡山療養所入所中の朝日茂が、昭和32年8月、厚生大臣を被告として起こした訴訟。その内容は、「生活保

護法による保護の基準」(昭和38厚告158)による入院患者の日用品費が低すぎ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をもつとした憲法25条と生活保護法(昭和25法144)に違反するといふもの。発端は、昭和31年7月、多年、音信のなかった兄が、福祉事務所に要求されて月1500円の仕送りを約束した。そのため、同年8月分から従来の日用品費の支給を廃止された上、うち900円を医療費の一部自己負担として療養所に納めるよう、保護変更処分を受けたことにある。

(2)判決 第一審の東京地方裁判所は、日用品費月額を600円に押えているのは違法であるとし、原告の全面勝訴の判決をした(昭和35・10・19)。しかし第二審の東京高等裁判所は、日用品費月600円はすこぶる低い、不足額は70円にすぎず憲法25条違反の域には達しないとした。上告中本人が死亡し、養子の健二・君子夫妻が訴訟を続けたが、最高裁判所は、保護を受ける権利は相続できない、本人の死亡によって訴訟は終了したとした。この判決の多数意見は傍論で、憲法の生存権条項は国政上の責務を定めたにすぎず、個々人に具体的権利を与えたものではないと述べている(最高裁判決昭和42・5・24)。

アジア開発銀行 1966年12月19日に正式開業。アジア・極東における経済成長及び経済協力を助長し、開発途上国の共同的又は個別的な経済開発の促進に寄与することを目的とする。このような目的の下で*国際連合、特にアジア極東経済委員会(エカフェ)と協力する。授權資本は11億ドル。機構は総務会・理事会並びに総裁・副総裁及びその他の職員から成る。初代総裁は渡辺武。主たる事務所はマニラに隣接するマカティ市に置かれる。日本は原加盟国(昭和41条約4アジア開発銀行を設定する協定)。アメリカ・カナダなどのエカフェ域外国も加盟している。

アジャン・プロヴォカトゥール (仏) *agent provocateur* (1)概念 他人に犯罪遂行を*教唆し、被教唆者が実行するのを待って告発したり、逮捕したりする者をいう。いわゆる*おとり捜査におけるおとりがこれに当たり、「警察の犬」とか「教唆する刑事巡査」と訳されている。

(2)教唆の故意との関係 教唆の故意は正犯者が実行行為をするという認識があれば足りるという理由から、はじめから未遂に終わらせる目的で教唆した場合であっても教唆の故意の成立を認める説が有力で、この場合にはおとりの罪責は、それが犯罪捜査目的上正当な行為と認め